

労働者派遣の使用を無期限に認め、正社員の派遣労働者への置き換えを促進する 労働政策審議会の「労働者派遣制度の改正について（報告書）」に反対する声明

- 1 厚生労働省の労働政策審議会は、2014年1月29日、「労働者派遣制度の改正について（報告書）」を取りまとめ、田村憲久厚生労働大臣に建議した。安倍内閣は、この建議の内容に基づいて労働者派遣法改定案を作成し、今通常国会に提出しようとしている。
- 2 報告書は、専門26業務の区分及び業務単位での期間制限を撤廃したうえ、「個人単位の期間制限」として、有期雇用の派遣労働者について、「派遣先は、同一の組織単位において3年を超えて継続して同一の派遣労働者を受け入れてはならないものとする」ことが適当である。」としている。さらに、報告書は、「派遣先における期間制限」として、「派遣先は、同一の事業所において3年を超えて継続して派遣労働者を受け入れてはならないものとする」ことが適当である。」としたうえ、「派遣先が、3年を経過するときまでに、事業所における過半数労働組合もしくは過半数代表者から意見を聴取した場合には、さらに3年間労働者派遣を受け入れることができるものとする」ことが適当である。その後さらに3年を経過したとき以降も同様とすることが適当である。」としている。

報告書は、無期雇用の派遣労働者、60歳以上の高齢者、有期プロジェクト業務等への派遣には、派遣期間制限を一切設けないとしている。

- 3 これでは、有期雇用の派遣労働者の場合でも、派遣先は、事業所の過半数労働組合等の意見を聴取すれば、無期限に労働者派遣を使用し続けることができる。「過半数労働組合等が、常用代替の観点から問題があり、現在の状況を是正すべきとの意見を表明した場合」でも、派遣先は「過半数労働組合等に対し対応方針等を説明す」れば労働者派遣を使用し続けることができるのであり、意見聴取は、労働者派遣の無期限使用への歯止めにならない。結局、派遣先は、3年ごとに派遣労働者を入れ換えて、無期限に労働者派遣を使用し続けることができるのである。

このような制度のもとでは、無期雇用の派遣労働者はもとより、有期雇用の派遣労働者であっても、派遣先に直接雇用され、正社員になる機会はほとんどなくなり、一生派遣労働者のままの地位に置かれることになる。派遣先は、派遣労働者を永続的に使用できることになり、正社員の派遣労働者への置き換えを飛躍的に促進するであろう。

報告書は「派遣労働を臨時的・一時的な働き方と位置付けることを原則とする」とともに、派遣先の常用労働者（いわゆる正社員）との代替が生じないように、派遣労働の利用を臨時的・一時的なものに限ることを原則とする。」と言うが、報告書の提示する制度は、この言明にまったく反するものである。

- 4 報告書は、「派遣元は、3年の上限に達する有期雇用の派遣労働者に対し、①派遣先への直接雇用の依頼 ②新たな就業機会（派遣先）の提供 ③派遣元において無期雇用 ④その他安定した雇用の継続が確実に図られると認められる措置のいずれかの雇用安定措置を講ずるものとする」ことが適当である。」としている。しかし、これらの雇用安定措置には強制力がなく、また、従来、①派遣先への直接雇用、③派遣元における無期雇用はほとんど実行されておらず、その実効性には大きな疑問がある。

- 5 報告書は、派遣労働者の処遇について、均等待遇原則を採用せず、「均衡待遇の推進」にとどめている。これでは、派遣労働者に対する待遇格差は継続し、低賃金・不安定雇用の労働者派遣はますます増大することになる。

報告書は、派遣労働者のキャリアアップ措置について言及しているが、そのキャリアアップ措置は、労働者派遣の無期限使用と結びつけられており、派遣先への直接雇用や正社員化と結びつけられていない。派遣先への直接雇用や正社員化と結びつけて派遣労働者のキャリアアップ措置を図ることが重要である。

報告書は、「登録型派遣・製造業務派遣」について、「経済活動や雇用に大きな影響が生じる可能性があることから、禁止しないことが適当である。」としている。企業の経済活動の便宜のため、労働者の雇用の安定を犠牲にする提言であり、とうてい容認できない。

- 6 報告書の取りまとめにあたって、労働者代表委員から、「派遣労働を臨時的・一時的な働き方とする原則の実効性を担保し、派遣先の常用労働者との代替の防止を図るため、期間制限の在り方について、26業務を今日的な視点から絞り込んだ上で、引き続き業務単位による期間制限を維持すべき」、「派遣労働者の処遇の在り方について、諸外国では派遣先の労働者との均等待遇を定める例が多くあること等も踏まえ、我が国においても均等待遇を原則とすべき」、「当部会（＝労働力需給制度部会）の運営について、直接の利害関係を有する派遣元事業主が非常に多くの発言を行う等、委員以外の構成員と委員の発言機会のバランスに懸念があった」等の意見が出されている。

上記の労働者代表委員の意見を見る時、報告書における「労働者派遣の無期限使用」、「常用代替防止原則の実質的廃棄」、「均衡待遇の推進＝均等待遇原則の不採用」が、労働者代表委員の反対を押し切って、強引に盛り込まれたことが明らかである。

労働政策や労働法制に関する建議や答申は、公労使三者構成の労働政策審議会で慎重審議のうえ行うことが原則である。にもかかわらず、報告書の内容は、労働者代表不在の産業競争力会議や規制改革会議の意見に強く影響されたものとなっている。派遣業者の不当な介入を許した労働力需給制度部会の運営の在り方とあわせて、厳しく批判されなければならない。

- 7 自由法曹団は、労働者派遣の使用を無期限に認め、正社員の派遣労働者への置き換えを促進する労働政策審議会の「労働者派遣制度の改正について（報告書）」に反対し、その撤回を求め、「登録型派遣・製造業務派遣の全面禁止、労働者派遣の臨時的・一時的業務への限定、業務単位での派遣期間制限の厳格化、違法派遣の場合の正社員と同一の労働条件での直接雇用みなし制度、派遣労働者と派遣先の正社員との均等待遇」等の労働者派遣法の抜本改正のため、労働政策審議会での審議をやり直すことを強く要求するものである。

2014年2月4日

自由法曹団
団長 篠原義仁